

第5次交通ビジョン
～新たな時代における船舶交通をはじめとする海上の安全のための取組～
推進アクションプラン（2024年度）
（案）

海上保安庁交通部

1 船舶交通安全に関する諸対策

施 策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(1) 大阪湾海上交通センターの監視、情報提供体制の強化の継続	・運用管制官の慣熟訓練を重ねたうえで、監視海域及び情報聴取義務海域の拡大、明石海峡航路の航路管制と阪神港の港内交通管制を統合するなど、平時及び異常気象等時の船舶事故の未然防止の取組を強化する。	・運用管制官の慣熟等の訓練を実施した。 ・2023年5月、平時の情報聴取義務海域の拡大(海交法適用海域)、異常気象等時の情報聴取義務海域の新設を実施した。 ・2023年10月、阪神港の港内交通管制業務を統合した。 ・2024年2月、平時の情報聴取義務海域の拡大(港則法適用海域)を実施した。 ・強化した体制の下、船舶交通の安全を確保した。	・強化した体制の下、船舶交通の安全を確保する。
(2) 海上交通センター等の諸対策	・海上交通センターの管制卓、無線設備等の機器更新を計画的に実施するとともに、走錨早期警戒システムなどの運用管制官の業務支援となる機能の実用化に向け取り組む。 ・各海上交通センターにおいて情報提供、勧告等を行う運用管制官の育成及び技能の維持向上を目的として、訓練装置の更新や研修の充実強化を図る。 ・湾外避難等の勧告、命令制度や臨海部に立地する施設の周辺海域等における走錨事故防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度の適切な運用を含め、異常気象等時に伴う船舶事故の未然防止を図っていく。 ・台風や発達した低気圧に伴う暴風によるレーダーの作動不良を防止するため、計画的にレーダーの耐風速対策を進める。	・関門海峡海上交通センター主装置の製造を実施した。 ・関門海峡海上交通センター主装置の更新に係る予算要求を実施した。 ・運用管制官育成用の訓練卓を製造した。 ・運用管制官育成用の訓練卓の更新に伴う最新機器を活用した研修内容の検討を行った。 ・運用管制官の慣熟・能力向上に向けての訓練や研修を継続して実施した。 ・レーダーの耐風速対策を実施した。 (4箇所:今治、台場鼻、火ノ山、左手ヶ原)	・関門海峡海上交通センター主装置の更新を実施する。 ・備讃瀬戸海上交通センター主装置の製造に係る予算要求を実施する。 ・運用官管制官育成用の訓練卓を設置する。 ・運用官管制官育成用の訓練卓の更新に伴う最新機器を活用した研修の実施する。 ・運用管制官の慣熟・能力向上に向けての訓練や研修を継続する。 ・レーダーの耐風速対策を推進する。 (4箇所:豊島、日比、下津井、観音埼において実施予定)

1 船舶交通安全に関する諸対策

施 策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(3) 次世代エネルギー燃料船への燃料供給に対する安全対策	・Ship to Ship方式により、LNGを燃料として供給する場合は、事故の防止のためのルール作りや、燃料供給中であることの周知がなされるよう、また、非常時の緊急連絡のための連絡体制の構築等がなされるよう、関係省庁、地方公共団体、事業者等と連携しつつ、船舶へのLNG燃料の供給時の安全確保を図る。	・九州、瀬戸内海地区におけるShip to Ship方式でのLNGの燃料供給を行う航行安全委員会に参画して、関係省庁、地方公共団体、事業者等と連携して必要な航行安全対策の策定を推進した。 ・伊勢湾、三河湾でのLNGバンカリングの現場確認を実施した。(2023年9月) ・LNGバンカリングガイドライン改訂にかかる検討(2023年12月、2024年2月、3月予定)に関し、海事局主催の委員会に参画して、航行安全対策の策定に積極的に関与している。 ・水素、アンモニアへの対応として、バンカリングや港湾整備に係る取組みについて関係部局と情報を共有した。	・2025年度以降に開始されるShip to Ship方式によるアンモニアの燃料供給に関して、海事局が策定するガイドラインの検討が開始されることから、海域の条件や離接舷の条件、操船方法等の検討について、必要な航行安全対策が確保できるよう取り組む。 ・LNG及びアンモニア以外の次世代船舶燃料とする船舶の技術開発動向に係る情報収集等を行い、必要な航行安全対策を検討する。
(4) 洋上風力発電設備の設置海域における安全対策	・再エネ海域利用法に基づく地域協議会の枠組みを活用し、関係省庁、地方公共団体、事業者等と連携して、船舶交通安全の安全確保を図る。建設工事中は、作業船の航行ルートの策定、警戒船の配備による船舶の航行の安全確保がなされるよう、また、運用開始以降は、洋上風力発電設備への灯火設置による視認性の確保や維持管理に使用する作業船の安全管理体制が徹底されるよう取り組む。	・促進区域に指定され、今後、航行安全対策の検討が予定されている区域(千葉県銚子市沖、秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖)において行われた、事業者による事前調査等において、必要な指導等を実施した。 ・新たに2海域(青森県沖日本海(南側)、山形県遊佐町沖)の促進区域が指定され、事業者公募手続きの開始が行われる予定であることから、関係省庁からの情報収集や必要な助言を実施した。 ・6海域(北海道石狩市沖、北海道岩宇・南後志地区沖、北海道島牧沖、北海道檜山沖、北海道松前沖、山形県酒田市沖)の有望な区域が選定されたことから、必要な航行安全対策が適切に策定されるよう、関係省庁、地方公共団体、事業者等に必要な指導等を実施した。 ・(公社)日本海難防止協会が行う洋上風力発電事業に係る安全対策のガイドブックの作成のための検討会に参画し、関係省庁、有識者等と連携して必要な航行安全対策の作成を推進した。	・引き続き、千葉県銚子市沖、秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖において、航行安全対策の検討が予定されていることから、事業者による必要な航行安全対策が策定されるよう指導等を実施する。 ・引き続き、(公社)日本海難防止協会において、ガイドブックの作成のための検討会が予定されていることから、関係省庁、有識者等と連携して必要な航行安全対策が策定されるよう指導等を実施する。

1 船舶交通安全に関する諸対策

施 策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(5) 自動運航船の実用化に向けた安全対策	・COLREG条約に関し、有識者や海事関係者等の意見を踏まえ我が国の対応方針を整理の上、IMOにおける解釈の整理や改正に関する議論に対応する。IMOにおける議論の結果を踏まえ、同条約に準拠している海上衝突予防法についても、解釈の整理等に関する検討を行う。また、他の海上交通法令についても、必要に応じ、自動運航船の実用化に対応した改正等の検討を行う。	・国際会議(国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC))に出席し、新たな国際ルール策定に係る検討の進捗及びその結果の情報収集を実施した(今年度のMSCに関しては、COLREG条約に関して、我が国として意見を提案すべき場面はなかった)。 ・COLREG条約の解釈の整理等に関する国内検討会準備として、必要な予算要求を実施した(検討会はMSCにおいて同条約の解釈の整理等の検討が進むと見込まれる2024年以降に開催の方向)。	・引き続き、MSCに出席し、以下の対応を実施する。 ①新たな国際ルール策定に係る検討の進捗及びその結果の情報収集 ②船舶の衝突を予防するための航法等を規定した国際条約(COLREG条約)に係る検討(解釈の整理等を要する箇所の特定等)に関し国内意見調整のうえ意見等提案 ・COLREG条約の解釈の整理等に関する国内検討会を実施する(MSCの議論の進捗により変更の可能性あり)。
(6) その他の継続的に取り組む安全対策	・2023年6月に運用を開始する潮岬沖の推薦航路の効果の検証を行い、その検証結果を踏まえ更なる対策の必要性やその内容について検討を行う。	・和歌山県潮岬沖の推薦航路の運用開始に伴い、海図への掲載、管区水路通報、海の安全情報等による周知のほか、通航船舶に対してAISを用いた情報提供を実施し、遵守率向上に努めた。また、運用開始後に遵守状況等を確認・検証したところ、不遵守船舶は、日本船舶の内航船舶が多数を占めていたことから、船舶代理店や同海域を航行する船舶の事業者等を訪問し周知活動を実施した。	・引き続き、周知活動を実施していくとともに、AIS情報等により航行実態を把握し、航行ルール遵守の指導等、確実な整流対策に取り組む。
	・搭載義務船舶以外へのAISの普及促進や事故実態を踏まえた安全対策を着実に推進する。	・関係省庁と連携し作成したAIS導入促進のためのリーフレットを活用し、漁業関係者に対して周知啓発を行った。 ・衝突事故が多く発生している現状を踏まえ、見張りの常時実施等を啓発するリーフレットを作成し、漁業関係者等に対し啓発を行った。	・引き続き、リーフレットなどを活用し、AISの導入促進及び事故実態を踏まえた啓発を行う。
	・事故実態を踏まえた安全対策を推進する。	・2023年11月30日に第1回来島海峡航路西側海域航行安全対策委員会を開催した。2023年度内に経路指定等の安全対策の効果及びリスクを検証・評価し、講じる安全対策を決定することとしている。	・決定した安全対策について、2024年度早期の実現を目指す。

2 マリンレジャーに関する安全対策

施 策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(1) プレジャーボートの機関故障対策	・海事局をはじめとする関係機関や海事振興や海事技術向上に取り組む企業で構成された(一社)日本マリン事業協会といった関係団体と協議、連携して行っている安全啓発リーフレットの作成や配布に加え、情報拡散効果の高い媒体を活用して整備事業者等による定期的な点検整備(法定外)の有用性を効果的に広く周知し、点検整備の実施を促進し、プレジャーボートの運航不能(機関故障)による事故の減少を図る。また、これらの取り組みの効果を検証しつつ、更なる施策について検討を行う。	・(一社)マリン事業協会、日本小型船舶検査機構、海事局と協議、連携して行っている安全啓発リーフレットの作成を行うとともに、X(旧Twitter)を活用して周知啓発を行った。(2023.12.31時点 2.3万回表示) ・プレジャーボートの機関故障に特化したリーフレットを海保独自で作成・配布するとともに、Xを活用して周知啓発を行った。(2023.12.31時点 4.5万回表示) ・ウォーターセーフティガイドに新設したモーターボート編を活用し、整備事業者等による定期的な点検整備の実施を促進した。 ・2021年8月から2023年3月までの間に実施したプレジャーボートの機関故障に係るバックグラウンド調査の結果について分析を行った。	・ウォーターセーフティガイドに新たに設けたアンケート機能を活用して利用者の声を踏まえた改修を検討する。 ・プレジャーボートの機関故障に係るバックグラウンド調査の分析結果について関係機関・団体の意見を収集し、整備事業者等による定期的な点検整備の浸透や普及促進に係る施策の検討を行う。
(2) プレジャーボートの操船経験の浅い者に向けた取組	・海事局や小型船舶教習所と連携し、小型船舶操縦免許証の取得、更新時における安全啓発活動を行う。また、販売店やショッピングサイトと連携し、レジャーを目的とした船舶購入時等の機会を捉えた安全啓発活動も行い、安全意識、知識や技能の効果的な向上を図る。	・小型船舶操縦免許の取得、更新時に使用する教材に操船経験の浅い者に向けた啓発文を掲載した。 ・ヤフー株式会社と連携し、中古品を売買している「Yahoo!オークション」にウォーターセーフティガイドのバナーを掲載し、啓発を行った。 ・海難防止講習会などの機会を活用し、小型船舶操縦免許受有者に対して安全啓発活動を行った。	・各メーカーと調整を行い、販売店と連携した啓発活動を検討していく。 ・引き続き、海難防止講習会などの機会を活用し、小型船舶操縦免許受有者に対して安全啓発活動を行う。

2 マリンレジャーに関する安全対策

施 策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(3) 安全啓発に取り組む個人、団体等との協働	・地方公共団体や海事局等の関係機関のみならず、愛好者、愛好者団体、マリンレジャー用品の通信販売業者や物流事業者等のマリンレジャーを取り巻く様々な次元の当事者や関係者からも協力を取り付けて安全啓発活動をより広く展開していく。また、同種のマリンレジャーに関する複数の愛好者団体が個々に講じている取り組みの情報共有を通じ、それぞれの優良事例を組み合わせたよりレベルの高い統一的な安全対策を取りまとめ、活用することを促し各団体の安全啓発活動の効果の向上を図る。	・スノーケリング業を扱うショップを傘下に持つ団体が加盟する協議会を覚知したことから、同協議会に対し、「スノーケリングの安全対策」を提案した。当庁は、同協議会がツアー等を実施する際の統一的安全基準の作成を企画したことから、同基準の作成に協力した。また、同協議会、関係団体及び府省庁のコンセンサスを得た上で、一般スノーケラーに対する安全啓発用リーフレットを作成した。	・海難発生状況などを踏まえ、マリンレジャー関係者、関係団体や情報発信力のある個人と連携して安全啓発を行う。
(4) 現場指導体制の強化	・各種マリンレジャーの特性や事故防止に関する知識を付与するための研修を行い、現場指導力の高い職員を養成することにより現場指導体制の強化を図る。	・2023年6月12日から16日までの間、各管区から職員を招集し、横浜海上防災基地において各種マリンレジャーの特性や事故防止に関する知識を付与するための研修を行った。また、研修に参加した職員が各管区に戻り、現場の職員に対してフィードバックの研修を行い、現場指導体制の強化を図った。	・引き続き、各管区から職員を招集し、横浜海上防災基地において各種マリンレジャーの特性や事故防止に関する知識を付与するための研修を行う。 ・研修に参加した職員による各管区へのフィードバック研修についても、引き続き行い、現場指導体制の強化を図る。

3 海上交通基盤の充実強化

施策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(1) 灯台等の耐災害性の強化の推進	・近年の自然災害の激甚化、頻発化に対応するため、海上交通の安全を守る重要なインフラである灯台や灯浮標等の耐災害性の強化(海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策、老朽化等対策)を進める。	・灯台等の耐震災害性の強化の推進のため、次の箇所数のとおり整備を実施した。 (箇所数は2023年度分見込み。) ・海水侵入防止対策 … 25箇所 ・電源喪失対策 … 7箇所 ・監視体制強化対策 … 180箇所 ・信頼性向上対策 … 100箇所 ・老朽化等対策 … 44箇所	・引き続き、海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対策、信頼性向上対策、老朽化等対策を推進し、灯台や灯浮標等の耐災害性の強化を進める。
(2) VDESによる新たな情報提供の検討	・国際機関や船用機器メーカー、船会社、大学等の関係者とも連携しつつ、VDESの具体的な活用方法やシステム構築に向けた検討を進め、VDESに期待される機能の早期実用化に取り組む。	・IMO NSCR(航行安全・無線通信・捜索救助小委員会)に出席し、VDESの実用化に向けたSOLAS改正及びガイドラインの策定を提案した。 ・IALA DTEC(Digital Technologies committee)に出席し、電子海図へのASMを表示するための仕様の策定について、IALAに作業の提案をした。 ・部内におけるVDES(特にASM)の利用に関する検討及び産学に対してASMに関するニーズについて調査等を実施した。 ・VDES陸上局の電波伝搬に係る基礎調査のための準備作業を行った。	・VDES(ASM)によるユーザーニーズ等を把握するための調査結果をIALAへ共有し表示内容について検討していく。 ・VDES陸上局の電波伝搬に係る基礎調査のための機器調達等を行う。 ・引き続き部内において、VDES(ASM)による情報提供について検討を行う。

3 海上交通基盤の充実強化

施 策	答申内容	2023年度実施事項	2024年度実施計画
(3) XR技術の活用による業務の効率化	・XR技術を活用した灯台等の保守点検については、5G通信等の普及状況、今後の画像圧縮やデータ伝送等の技術の進展を踏まえつつ、導入に向けた検討を進める。また、XR技術を活用して、人材育成やその他の業務の効率化にも応用できる可能性があることから、その方策を検討する。	・展示会及び企業4社への訪問を行い、他の機関、企業においてXR等の新技術を活用した人材育成及び設備点検等について情報収集を実施し、部内に情報共有を図った。 ・衛星コンステレーションとXR技術を組み合わせた灯台等の保守点検について、機材の可搬性等の観点から実現可能性を検討の上、2024年度の実験に向けた計画及び機材の調達を実施した。	・人材育成及び業務の効率化について、他の機関や他の分野での活用事例等、情報収集に努め部内に共有を図る。 ・衛星コンステレーションとXR技術を組み合わせた灯台等の保守点検について、実証実験を行うとともに、導入に向けた検討を進める。
(4) WEBによる通報手段の導入	・海上交通安全法に基づく航路通報、港則法に基づく事前通報のWEB化を導入する。	・東京湾海上交通センターにおいて、電子申請処理に必要な機器の開発・改修に着手した。 ・電子申請の利便性を向上させるため、機能に関するニーズ調査を海事関係者に実施した。	・東京湾海上交通センター、伊勢湾海上交通センター、大阪湾海上交通センター、関門海峡海上交通センターにおいて、電子申請処理に必要な機器の開発・改修を行う。
(5) 航路標識協力団体制度の活用による維持、管理の充実化、効率化	・航路標識協力団体の公募、指定を行い、協力団体の活動状況の把握等を通じて本制度の効果的な運用に取り組むことにより、灯台等の利活用を促進するとともに維持、管理の充実化、効率化を図る。	・協力団体が実施する軽微な修繕や草刈り、一般公開などのイベントに協力したほか、資料提供、助言を実施した。 ・2021年度に指定した23団体の活動状況や課題・要望を把握するため、各団体へのヒアリング等を実施した。協力団体により台風通過後の目視点検(80回)や異常発見時に海上保安部への通報(8回)が行われるなど管理の充実化が図られた。 ・協力団体の活動事例を盛り込んだリーフレットを作成し、募集活動の充実強化を図った。 ・新たな協力団体発掘のため、地方自治体、観光協会などを中心に55団体への募集活動を実施した。 (8件指定見込み)	・引き続き、協力団体の活動に対する必要な協力を行うとともに、ヒヤリング等を継続して課題等を把握し、その解決に努める。 ・協力団体制度の周知、募集活動を実施する。